10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

誠実協議条項に意味はあるか：格調を高めるだけの条項と、義務になる条項

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか

1　どの契約書にも入っている

契約書の最後のあたりに、こういう一文があります。

> 第〇条（誠実協議条項）
> 本契約に定めていない事項については、甲乙間で、別途誠実に協議して定めるものとする。（注1）

これは一般に、契約書に定めていない事項などについて当事者間で認識の相違等が発生した場合には、当事者が誠実に協議して決定する旨を定めている条項をいい、包括的誠実協議条項と呼ばれることもあります（注2）。国内において締結される日本語の契約書には、ほぼ含まれている一般条項の一つです（注2）。

2　書かなければどうなるか

通常、この条項それ自体は具体的な法的義務を当事者に課すものではない、いわゆる法的効力を有しない条項です（注3）。

では書かなければ何も残らないのか。そうではありません。民法1条2項は、権利の行使および義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならない、と定めています（注4）。そして最高裁は、この原則が契約の解釈の場面にも及ぶことを述べています。

> 又いわゆる信義誠実の原則は、ひろく債権法の領域に適用されるものであつて、ひとり権利の行使、義務の履行についてのみならず、当事者のした契約の趣旨を解釈するにもその基準となるべきものであるから、原判決が前示契約の趣旨を解釈するにあたつて、信義則によつて判断する旨判示したことをもつて、所論のような違法ありとすることはできない。（注5）

契約交渉の段階についても同じです。最高裁は、売買契約の締結過程で、目的物・代金額・支払時期・締結時期などを双方が了解し、相手方に確実に契約が成立するとの期待を抱かせながら、これを正当視すべき特段の事情もないのに一方的・無条件に締結を拒否した事案で、信義則上の義務違反を理由とする不法行為責任を認めた原審を是認しています（注6）。同様の場面について、福岡高判平成7年6月29日は次のように述べています。

> 契約締結の準備がこのような段階にまで至った場合には、被控訴人としても控訴人の右期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべき信義則上の注意義務があると解するのが相当であって、被控訴人が正当な理由もないのに控訴人との契約締結を拒んだ場合には控訴人に対する不法行為が成立するものと言うべきである。（注7）

条項がなくても、信義則は働きます。条項が設けられていない場合であっても、契約締結後に定めていない事項について確認等が必要になったときは、その事項の内容にもよりますが、信義則上、誠実に協議し、相手方に不測の損害を被らせることのないように対応すべき義務が認められる場合も多いと考えられます（注8）。

二　よくある条項例

書き方は、対象で2つに分かれます。

対象	条項例
契約に定めていない事項	「本契約に定めていない事項については、甲乙間で、別途誠実に協議して定めるものとする」（注1）
契約の内容の解釈に生じた疑義	「本契約に定めている内容の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙間で、別途誠実に協議して解決するものとする」（注9）

後者は、紛争解決のための手段を提供する条項の一つという位置付けを明らかにしていると評価できます（注9）。両方を並べる書き方も一般的で、「本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする」という条項例もあります（注10）。

言い回しの差は、あまり気にしなくてよいところです。「誠実に協議して」を「信義誠実の原則（または精神）に基づいて協議して」とすることや、「解決する」に「円満に」「友好的に」といった修飾語をつけることがありますが、その意図するところに大きな違いはないと考えられます（注11）。

三　問題点

1　「誠意をもって協議する」に法的効果はあるか

評価は割れています。もっとも厳しい実務書は、こう書いています。

> 本条項の実質は、契約書全体の格調を高め、体裁を整えるところにしか意義を見出せない。（注12）

同書は、当事者間での協議は当然のことであり本条項はいうまでもないという感があるとし、欧米の契約書には「信義誠実の原則に基づく」あるいは「誠意をもって」等の表現の入った条項はみられないとしたうえで、契約に書いてないことは話し合い、話し合って決められる限りにおいてはこの条項は全く機能しないと述べています（注13）。さらに、わが国では「信義誠実の原則」や「誠意に基づいた協議」の言葉に拘束され、裁判や調停など法的な解決方法を回避できると考えられているところがあるとも指摘しています（注13）。

もう一冊も、当事者に何らかの具体的な義務を課するものではないとし、現実に紛争が生じた場合に意味を持つものであるとは言いがたいとしています（注14）。

反対に、意味はあるとする実務書は、3つの理由を挙げます（注15）。

理由	中身
事情変更の原則の補完	きわめて限定的な場合にしか認められていない事情変更の原則を補完する役割を持つ
誠実な協議への期待	条項があると、実務上、誠実な協議・交渉が行われることを期待しやすい
日本的慣行の条文化	詳細な条項を置かずに協議で解決する慣行を、条文にしておく

条項が設けられていなければ実務上なんらかの支障が本当に生じるのかについては、さまざまな考え方があり得ます。もっとも、多くの契約書で設けられ続けていることからすれば、あえて設けないという意思決定を行うことに躊躇する当事者も多いと考えられます（注16）。

この対立は、条項の効力についての争いではありません。法的効力がないという点は共通しており、分かれているのは、法的効力のない条項を置くことに実務上の値打ちがあるかという評価です。

2　書き方によって義務になる

もっとも、例外があります。同じ基本合意書のなかで、末尾近くの包括的な協議条項（12条前段）とは性質が異なるとして、別の条項（8条1項）に誠実協議の法的義務を認めた裁判例があります（注17）。金融機関同士が協働事業化に関する基本合意書を締結し、一方が一方的に白紙撤回を通告した事案です（注17）。

問題になった条項は2つです（注18）。

条項	文言
12条前段	「各当事者は、本基本合意書に定めのない事項若しくは本基本合意書の条項について疑義が生じた場合、誠実にこれを協議するものとする。」
8条1項	「各当事者は、（中略）誠実に協議の上、2004年7月末までを目途に協働事業化の詳細条件を規定する基本契約書を締結し、その後実務上可能な限り速やかに、協働事業化に関する最終契約書を締結する。」

裁判所は、12条前段について次のように述べました。

> 確かに、本件基本合意書１２条前段の文言に照らすと、同条前段は、本件基本合意後に発生するか否かが確定的でない解釈上の疑義等について、これらが生じた場合には、誠実にこれを協議することを規定するいわゆる包括的誠実協議条項と同様ないし類似のものであるということができる。
> しかし、他方で、８条１項は、１２条前段とはその文言が異なるのみならず、本件基本合意の成立後に当然予定されている本件協働事業化に向けた準備作業や協議をするに当たり、これを誠実に行うことを定めたものであり、いわゆる包括的誠実協議条項とは、その性質を異にするものであることは明らかである。（注19）

そして8条1項について、当事者は単なる努力目標ではなく誠実に協議すべき法的な義務を相互に負うことが必要であるとの認識をもって合意したというべきだとし、同項は誠実に協議すべき法的義務を相互に負うことを定めたものであると解されると判示しました（注20）。

この判決から読み取れる分かれ目は、協議の対象が特定され、合意後に当然予定されている協議を定めた条項かどうかです。もっとも、判決は、我が国を代表する金融機関相互の経営統合で相当期間の準備作業や協議が必要不可欠として予定されていたという取引の性質や、当事者の認識も理由に挙げており、1件の地裁判決です。12条前段の対象は「定めのない事項」「疑義」で、いつ生じるかも分からない。8条1項の対象は、基本合意の後に当然予定されている準備作業と協議です。

3　義務になっても、損害は取れないことが多い

もっとも、この事案の原告は敗訴しています。裁判所は、独占交渉義務と誠実協議義務の違反という債務不履行を認めたうえで、最終契約の成立が確実であったとはいえず内容も具体的に確定していなかったから、履行利益は義務違反と相当因果関係があるとは認められないとしました（注21）。そして原告が履行利益相当額の損害しか主張していなかったため、請求はすべて棄却されています（注21）。

一般論としては、誠実に協議を行った結果としてなんらかの合意が成立するのか、成立するとしてもいかなる内容の合意であるのかについては確実なことがいえないため、通常は相当因果関係が認められる損害は存在しないと解されることが多いと考えられます（注22）。解除についても、協議義務の

対象は契約に定めていない事項や解釈上の疑義であって契約の本質的な義務ではないため、仮に債務不履行があっても軽微なものとして、解除まで認められないことが多いと考えられます（注23）。

義務にできても、最終契約が成立していれば得られた利益（履行利益）までは取りにくい。請求するなら、交渉に費やした費用など、義務違反と相当因果関係のある損害を立てることになります。

四　改善例

1　訓示にとどめる書き方

法的効力を求めないと決めるなら、二の表のどちらかをそのまま置けば足ります。削る選択もありますが、削る交渉に費やす手間に対して得るものがないため、そのまま残すのが穏当だと考えます。

2　協議前置を実質化する書き方

手続を書き込む条項例もあります。

> 第〇条（誠実協議条項）
> 1　本契約に定めていない事項や本契約の内容の解釈について疑義が生じた場合には、甲および乙は相手方に対して、書面にて協議を申し入れることができる。この申入れがなされた場合には、甲および乙は誠実に協議して、解決に努めるものとする。
> 2　前項に基づく協議を行った場合であっても、書面による申入れがなされた日から〇日間が経過しても協議がまとまらない場合には、甲または乙は相手方に対して、相当の期限を設けて調停または訴訟を提起する旨を通告することができる。
> 3　前項の通告の期限が経過しても、協議がまとまらない場合には、通告を行った当事者は、調停または訴訟を提起することができる。（注24）

このような条項例は、一般条項としての誠実協議条項としては実務上ほとんどみられません。もっとも、特定の事項に関する協議義務を定めている条項では、手続を定めた条項が多くみられます（注25）。

書き分けの基準は、三の2で見たとおりです。協議の対象を特定できる事項があるなら、その条項に手続と期間を書き込む。対象が特定できない包括的な条項に手続を足しても、法的義務と認められるかは分かりません。

3　紛争になってから使う

法的効力とは別に、交渉の材料としての使い道もあります。自社が契約違反をして相手方から訴訟も辞さない旨の通告を受けた場合に、契約を遵守する重要性を指摘して、契約違反を責めるならば紛争については訴訟等の前に誠実に当事者間協議を尽くすのが契約上正しいはずであると主張し、和解による解決に持ち込む契機にする、という活用法です（注26）。

ただし、意味はあるとした実務書（注15）の著者自身が、コラムで冷や水を浴びせています。

> 筆者は、二十数年間にわたって弁護士としてさまざまな契約上の紛争に関与してきました。正直に言いますと、その経験の中で、紛争が生じた後に誠実協議条項が役に立ったという記憶はありません。ほかの弁護士にも質問してみたことがありますが、一様に、そのような経験はなかったという回答が返ってきました。（注27）

このコラムは、弁護士が関与するような状況は協議によっても解決できないほどに紛争が激化している状況とも考えられるので、その前の段階では少しは役立っているのかもしれないと続けています（注28）。

五　書き分けの分岐：国内取引と国際取引

この条項は、国内の日本語の契約書にはほぼ含まれています。最近では稀ですが、同様の条項が海外法人との契約書においてみられることもあります（注2）。他方、欧米の契約書には「信義誠実の原則に基づく」あるいは「誠意をもって」等の表現の入った条項はみられないとする見解もあります（注13）。

国際契約では、この条項を置く前提が違います。詳細な条項を置いて協議に委ねない設計になっているためです。国際契約に持ち込むなら、四の2の型で協議の対象・期間・不調時の処理まで書くことになります。

なお、完全合意条項と併存させても、一般には矛盾はないといえます。完全合意条項は、契約書締結後に当事者間で新たに協議・交渉を行って新たな合意や確認を行うことまで否定している趣旨ではなく、実際にも、多くの契約書で双方が設けられている実例が多数存在します（注29）。

六　まとめ

問い	答え
包括的な誠実協議条項に法的効果はあるか	ない。評価は「格調を高めるだけ」から「事情変更の補完」まで割れるが、効力がない点は共通
書かなければ何も残らないか	残る。信義則は契約の解釈にも交渉段階にも働く
義務になることはあるか	ありうる。協議の対象が特定され、当然予定されている協議について定めた条項は、取引の性質や当事者の認識によっては義務と認められる
義務になれば損害は取れるか	履行利益は取りにくい。相当因果関係が認められにくく、それ以外の損害の主張立証が要る
どう書くか	包括的な条項はひな型どおりで足りる。実質化したいなら対象を特定した別条を立て、期間と不調時の処理を書く

契約終了後も残る条項の話は別稿「どの条項を残すか」が、管轄は別稿「専属的合意管轄条項の設計」が、仲裁は別稿「仲裁条項の内容」が扱います。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）253頁の記載例①

（注2）前掲注1・253頁

（注3）前掲注1・253〜254頁

（注4）民法1条2項

（注5）最二小判昭和32年7月5日民集11巻7号1193頁（昭和30年（オ）第850号）

（注6）最一小判平成2年7月5日最高裁判所裁判集民事160号187頁（昭和62年（オ）第870号）

（注7）福岡高判平成7年6月29日判例時報1558号35頁（平成6年（ネ）第236号）。前掲注6の判決の原審ではない別事件

（注8）前掲注1・256頁

（注9）前掲注1・260頁の記載例②

（注10）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）643頁の条項例

（注11）前掲注1・260〜261頁

（注12）滝川宜信『取引基本契約書の作成と審査の実務〔第6版〕』（民事法研究会、2019）289頁

（注13）前掲注12・288頁

（注14）前掲注10・643〜644頁

（注15）前掲注1・254〜255頁

（注16）前掲注1・255頁

（注17）東京地判平成18年2月13日判例タイムズ1202号212頁（平成16年（ワ）第22864号）

（注18）前掲注17の判決が認定する本件基本合意書8条1項および12条前段

（注19）前掲注17

（注20）前掲注17

（注21）前掲注17

（注22）前掲注1・259〜260頁

（注23）前掲注1・260頁

（注24）前掲注1・261頁の記載例③

（注25）前掲注1・261頁

（注26）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携　契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）101頁

（注27）前掲注1・262頁のColumn「紛争が生じた後に、役に立ちますか」

（注28）前掲注1・262頁

（注29）前掲注1・257頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seijitsu-kyogi-joko/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「誠実協議条項に意味はあるか：格調を高めるだけの条項と、義務になる条項」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。